

高齢・障害者雇用支援機構評価シート（7）（注：中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項</p> <p>(3)労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 高齢者雇用確保措置の実施状況や団塊の世代が60歳に到達しつつあることを踏まえ、65歳以降を視野に入れた職業生活設計に重点を移し、労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。</p> <p>① コーナーの利用ニーズに対応した業務の見直しの実施 利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った上で、存続するコーナーのうち、事業性が見込まれる3か所程度に民間競争入札を導入するとともに、導入の結果を踏まえ、民間競争入札の範囲の拡大等について検討すること。</p> <p>② コーナーにおける在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の効果的な実施</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項</p> <p>(3)労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 高齢者雇用確保措置の実施状況や団塊の世代が60歳に到達しつつあることを踏まえ、65歳以降を視野に入れた職業生活設計に重点を移し、労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。</p> <p>なお、コーナーについて、利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った上で、存続するコーナーのうち、事業性が見込まれる3か所程度に民間競争入札を導入するとともに、導入の結果を踏まえ、民間競争入札の範囲の拡大等について検討する。</p> <p>ア 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項</p> <p>(3)労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 高齢者雇用確保措置の実施状況や団塊の世代の全員が60歳に到達し、さらに平成24年には65歳に到達しはじめることを踏まえ、労働者が早い段階から自らのキャリア設計を含めた職業生活の設計を行い、65歳以降まで多様な働き方を選択し、自らの希望と能力に応じて働くことができるようにするため、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、労働者の高齢期における職業生活設計を効果的に支援する高齢期雇用就業支援業務を行う。</p> <p>① 利用ニーズに対応した業務実施体制等の整備 コーナーにおいては、各種セミナーの実施、年金や健康管理等生活面も含めた幅広い内容の個別相談及び職業安定機関等関係機関等との連携の下に行う具体的な支援等の業務を一体的に展開する。 業務の実施に当たっては、平成20年度における業務の実績や効果を把握・分析し、さらに利用者のニーズに的確に応えられるよう、業務の内容や実施方法について改善・見直しを行い、より一層効果的・効率的なものとするとともに、経費の削減に努める。各コーナーにおける取組の好事例も含めた「業務マニュアル」を作成・配付し、地域の実情に応じた創意工夫により業務の充実を図る。 また、東京、愛知及び広島県の3か所において民間競争入札を実施し、平成22年1月から民間事業者による事業を開始する。 他の33県においては、会場の借上げあるいは事業所への出張等による職業生活設計セミナー等のセミナーや交流会の開催、ホームページ等を活用した情報提供等を、地域の実情、利用者ニーズに応じて創意工夫をし、効果的・効率的に実施する。</p> <p>② コーナーにおける在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の効果的な実施</p>	

①の見直し後に存続するコーナーにおいて、就業をはじめ、生活設計、生きがい等広範な分野に関する各種情報の提供、キャリアカウンセリング等の相談支援の充実を努め、65歳以降の職業生活設計を視野に入れた、利用者のニーズに合った相談を積極的に実施すること。なお、実施に当たっては、利用者の利便性に考慮した土日・夜間における相談を積極的に実施すること。

実施後は、利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価を得られるようにすること。

③ 職業生活設計等に関するセミナー・講習会の開催

65歳以降を視野に入れた高齢期における職業生活設計等に資する再就職活動をはじめ、健康、年金、地域活動等の各種情報を提供するため、利用者のニーズの把握と多様なテーマ設定に努めつつ、セミナー・講習会を開催すること。

なお、実施に当たっては、在職者の受講の利便性に考慮した土日・夜間におけるセミナー、事業所に出張してのセミナーを積極的に開催すること。

また、高齢者等のセカンドキャリアを総合的に支援するため、シルバー人材センター等の関係機関と連携しつつ、雇用・就業にかかる情報提供や個別相談、実体験セミナー等を実施すること。

見直し後に存続するコーナーにおいて、65歳以降を視野に入れた職業生活設計に重点を移すため、就業をはじめ、生活設計、生きがい等広範な分野に関する各種情報の提供、キャリアカウンセリング等の相談支援の充実を努め、外部から専門家を招聘するなどにより利用者のニーズに合った相談を積極的に実施する。

実施に当たっては、利用者の利便性に考慮した土日・夜間における相談を積極的に実施する。

実施後は、利用者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があつた旨の評価を得られるようにする。

イ 職業生活設計等に関するセミナー・講習会の開催

65歳以降を視野に入れた高齢期における職業生活設計等に資する再就職活動をはじめ、健康及びボランティア等の地域活動等の各種情報を提供するため、利用者のニーズの把握と多様なテーマ設定に努めつつ、セミナー・講習会を開催する。実施に当たっては、在職者の受講の利便性に考慮した土日・夜間におけるセミナー、事業所に出張してのセミナーを積極的に開催する。

高齢者等のセカンドキャリアを総合的に支援するため、シルバー人材センター等の関係機関と連携しつつ、雇用・就業・起業・ボランティア活動・UIターン等に係る情報提供や個別相談、実体験セミナー等を実施する。

コーナーにおいては、相談支援、セミナー・講習会の開催、情報提供等の業務を各業務間の十分な連携の下に一体となって運営することとし、65歳以降まで多様な働き方を選択し、自らの希望と能力に応じて働くことができるような高齢期の職業生活設計を支援するため、キャリア設計、再就職・退職準備のみならず、就業、生活設計、健康、年金、生きがい等広範な分野にわたる高齢期において働く上で重要かつ必要とされる各種情報の提供、キャリアカウンセリング等の相談支援の充実を図る。また、利用者のニーズを的確に把握し、外部から専門家を招聘するなどによりニーズに合った相談を実施する。

実施に当たっては、利用者の利便性に考慮した土日・夜間における相談を積極的に実施するとともに、セミナー前後の利用者の相談窓口への誘導や出張相談を積極的に行う。

相談支援は、39,000件以上実施する。また、実施後は、利用者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があつた旨の評価が得られるよう質の向上を図る。さらに、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載を分析し、その原因等を把握する等により、より効果が得られる内容となるよう随時見直しを図る。

③ 職業生活設計等に関するセミナー・講習会の開催

イ 65歳以降を視野に入れた高齢期における職業生活設計等に資する再就職活動をはじめ、健康、年金及びボランティア等の地域活動等広範な分野にわたる高齢期において働く上で重要かつ必要な分野に関する各種情報を提供するため、事業主や利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに合った多様なテーマ設定に努めつつ、セミナー・講習会を実施する。

実施に当たっては、在職者の受講の利便性に考慮した土日・夜間におけるセミナー・講習会、事業所に出張してのセミナーを積極的に開催するとともに、セミナーのテーマの設定、内容の構成については、労働者が65歳以降まで働き続けることに資する、あるいは強く関連するものとなるようにする。

ロ 高齢者等のセカンドキャリアを総合的に支援するため、シルバー人材センター等の関係機関と連携しつつ、雇用・就業・起業・ボランティア活動・UIターン等に係る情報提供や個別相談、実体験セミナー等を実施する。

<p>セミナー・講習会終了後、受講者にアンケート調査を実施し、85%以上の受講者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価を得られるようにすること。</p>	<p>セミナー・講習会終了後、受講者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち85%以上の受講者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価を得られるようにする。</p>	<p>イの各種セミナー・講習会及びピロの実体験セミナーは、120,000人以上の受講者を対象に実施する。また、実施後は受講者にアンケート調査を実施し、有効回答者のうち85%以上の受講者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価を得られるよう質の向上を図る。さらに、有用でなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載を分析し、その原因等を把握する等により、より受講者の有用度を高める内容となるよう随時見直しを図る。</p>				
<p>【評価項目7 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務等】</p>	<p>自己評価</p>		<p>評定</p>			
<p>評価の視点等(現行)</p>	<p>評価の視点等(案)</p>		<p>変更の理由等</p>			
<p>[数値目標] ※ [] 内は第2期中期目標期間中の目標値について、年度計画において設定した目標値 ・コーナーについて、利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った上で、存続するコーナーのうち、事業性が見込まれる3か所程度に民間競争入札を導入すること。 コーナーについて、事業性が見込まれる3か所程度に民間競争入札を導入することを踏まえ、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を官民競争入札等監理委員会と連携しつつ適切に策定すること。</p>	<p>[数値目標] ※ [] 内は第2期中期目標期間中の目標値について、年度計画において設定した目標値 ・コーナーについて、利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った上で、存続するコーナーのうち、事業性が見込まれる3か所程度に民間競争入札を導入すること。 [(削除)] 東京、愛知及び広島の3か所について平成20年5月に民間競争入札実施計画案を策定(12月に同内容が閣議決定)</p>		<p>・平成21年度計画に基づく削除。</p>			
<p>・相談支援は、27,000件以上実施すること。</p>	<p>・相談支援は、<u>39,000</u>件以上実施すること。 平成20年度 41,784件 (平成19年度 35,046件)</p>		<p>・平成21年度計画に基づく変更。</p>			
<p>・利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価を得られるようにすること。</p>	<p>・利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価が得られるようにすること。 平成20年度 97.9% (平成19年度 97.5%)</p>					
<p>・各種セミナー・講習会及び実体験セミナーは、93,000人以上の受講者を対象に実施すること。</p>	<p>・各種セミナー・講習会及び実体験セミナーは、<u>120,000</u>人以上の受講者を対象に実施すること。 平成20年度 139,992人 (平成19年度 107,437人)</p>		<p>・平成21年度計画に基づく変更。</p>			
<p>・セミナー・講習会終了後、受講者にアンケート調査を実施</p>	<p>・セミナー・講習会終了後、受講者にアンケート調査を実施し、85</p>					

<p>し、85%以上の受講者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価を得られるようにすること。</p>	<p>%以上の受講者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価を得られるようにすること。</p> <hr/> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>95.8%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>(95.5%)</td> </tr> </table> <hr/>	平成20年度	95.8%	(平成19年度)	(95.5%)
平成20年度	95.8%				
(平成19年度)	(95.5%)				
<p>[評価の視点] 第2 2 (3) ② コーナーにおける在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期雇用就業支援コーナーにおいて、利用者のニーズに合った相談や土日・夜間における相談を積極的に実施しているか。 	<p>[評価の視点] 第2 2 (3) ② コーナーにおける在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期雇用就業支援コーナーにおいて、利用者のニーズに合った相談や土日・夜間における相談を積極的に実施しているか。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の回答者のうち80%以上から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価が得られたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の回答者のうち80%以上から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価が得られたか。 				
<p>第2 2 (3) ③ 職業生活設計等に関するセミナー・講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー・講習会の開催について、利用者のニーズの把握と多様なテーマの設定を行っているか。 	<p>第2 2 (3) ③ 職業生活設計等に関するセミナー・講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー・講習会の開催について、利用者のニーズの把握と多様なテーマの設定を行っているか。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・在職者の受講の利便性に考慮した土日・夜間におけるセミナー、事業所に出張してのセミナーを積極的に開催しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在職者の受講の利便性に考慮した土日・夜間におけるセミナー、事業所に出張してのセミナーを積極的に開催しているか。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター等の関係機関と連携しつつ、雇用・就業・起業・ボランティア活動・UIターン等に係る情報提供や個別相談、実体験セミナー等を実施しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター等の関係機関と連携しつつ、雇用・就業・起業・ボランティア活動・UIターン等に係る情報提供や個別相談、実体験セミナー等を実施しているか。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の回答者のうち85%以上から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価が得られたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の回答者のうち85%以上から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価が得られたか。 				

高齢・障害者雇用支援機構評価シート（８） （注：中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1)障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施すること。そのために、各関係機関との連携を図るとともに、職業リハビリテーションの実施に係る目標を設定し、厳格な外部評価を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）については、職業リハビリテーションの中核的機関としての機能を最大限発揮すること。 ・ 広域障害者職業センター（以下「広域センター」という。）については、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるとともに、地域センターについては、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、職業安定機関、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者等とのネットワークを構築し、連携の強化や各種情報の共有化を図り、職業リハビリテーションに係る人材の育成や関係機関に対する助言・援助に取り組むこと。 <p>① 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 ア 障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域センターについては、サービスを希望する者の就労支援ニーズをできる限りの確に把握し、第2期中期目標期間中に延べ125,000人以上の障害者に対し、より就職・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションサービスを実施すること。 各地域における就労支援機関の状況を踏まえ、どの地域においても、適切な職業リハビリテーシ 	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1)障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、サービスを希望する者の就労支援ニーズをできる限りの確に把握しつつ、職業安定機関を始め、福祉、教育、医療機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。</p> <p>また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部のリハビリテーション専門家による厳格な評価を実施する。</p> <p>ア 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 ① 障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域センターにおいては、発達障害者等に対する専門的支援を始め、地域における就労支援機関の整備状況等を踏まえ、どの地域においても適切な職業リハビリテーションサービスを均等・公平に受けられるようにした上で、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスを重点的に実施することとし、第2期中期目標期間中に延べ12 	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1)障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、サービスを希望する者の就労支援ニーズをできる限りの確に把握しつつ、職業安定機関を始め、福祉、教育、医療機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。</p> <p>また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部のリハビリテーション専門家から構成する職業リハビリテーション専門部会において厳格な評価を実施する。</p> <p>①職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 イ 障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域センターにおいては、発達障害者等に対する専門的支援を始め、地域における就労支援機関の整備状況等を踏まえ、どの地域においても適切な職業リハビリテーションサービスを均等・公平に受けられるようにした上で、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスを重点的に実施することとし、25,000人以上の障害者に対し、効果的な職業リハビリテーションサービスを実施する。 	

ンを均等・公平に受けられるようにした上で、就職等の困難性の高い障害者（精神障害者、発達障害者、難病者等）に対する専門的支援を重点的に実施すること。

なお、メンタルヘルス分野における医療機関との連携による精神障害者に対するリワーク・再就職支援を行うとともに、ニート等の自立支援機関や教育機関との連携による、発達障害を有する若者に対する支援の充実に努めること。

- ・ 障害者の就労の可能性を高めるため、地域センターにおける職業準備訓練、職業講習の実施により、第2期中期目標期間中に75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）に移行できるようにすること。

また、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、第2期中期目標期間中においてその修了者の就職率が50%以上となることに資するため、その内容の充実に努めること。

なお、OA講習は、地域センターの専門的支援への重点化、民間機関における訓練機会の拡大及び障害者委託訓練の拡大状況も踏まえ、廃止すること。

5,000人以上の障害者に対し、効果的な職業リハビリテーションサービスを実施する。なお、メンタルヘルス分野等における医療機関との連携による精神障害者に対する復職（リワーク）・再就職支援を行うとともに、ニート等の自立支援機関や教育機関との連携による、発達障害を有する若者に対する支援の充実に努めること。

- ・ 的確な職業評価とインフォームドコンセント（説明と同意）に基づいて、個々の障害者の特性に応じた職業リハビリテーション計画を策定することとし、第2期中期目標期間中に当該計画を延べ85,000件以上策定する。

- ・ 個々の障害者の特性を踏まえ作成した指導カリキュラムに基づき、職業準備訓練及び職業講習を的確かつ効果的に実施することにより、障害者の就労の可能性を高め、第2期中期目標期間中に75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにするとともに、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、その修了者の就職率が50%以上となることに資するため、その内容の充実に努める。なお、OA講習は、地域センターの専門的支援への重点化、民間機関における訓練機会の拡大及び障害者委託訓練の拡大状況も踏まえ、廃止すること。

なお、メンタルヘルス分野等における医療機関と積極的に連携し、精神障害者の復職支援（リワーク支援）・再就職支援を効果的に行うとともに、ニート等の自立支援機関や教育機関との連携を強化し、発達障害を有するより多くの若者に対して、的確かつ幅広い職業リハビリテーションサービスを実施する。

- ・ 効果的な職業リハビリテーションサービスを実施するため、的確な職業評価とインフォームドコンセント（説明と同意）に基づいて、個々の障害者の特性に応じた職業リハビリテーション計画を17,000件以上策定する。

- ・ 個々の障害者の特性を踏まえ作成した指導カリキュラムに基づき、基本的労働習慣の獲得、職業に関する知識の習得、社会生活技能の向上等を図る職業準備支援（※）を的確かつ効果的に実施することにより、障害者の就労の可能性を高め、75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにするとともに、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、その修了者の就職率が50%以上となることに資するため、その内容の充実に努める。

さらに、発達障害者に対しては、総合センター職業センターで開発された「ワークシステム・サポートプログラム」の技法を活用し、東京など4か所の地域センターにおいて実施している「発達障害者に対する専門的支援」の試行実施を、新潟、愛知及び宮崎に拡大して実施し、支援ノウハウのさらなる蓄積を図るとともに、実施方法等の効果の検証を行う。

また、当該専門的支援を実施する地域センターのカウンセラー、総合センターの研究員等による「発達障害者に対する専門的支援プロジェクト委員会」を設け、試行センターのバックアップを行うとともに、効果的な支援技法の検証を行う。

（※）「職業準備支援」は、職業準備訓練若しくは職業講習又はこれらの組み合わせにより行う、就職等に向かう次の段階へ着実に移行させるための支援である。具体的には、職業準備訓練又は職業講習を組み合わせ、地域センター内での作業支援、職業準備講習カリキュラム又は精神障害者自立支援カリキュラムの方式により、個々の対象者の特性を踏まえて実施している。

・ ジョブコーチ支援事業については、社会福祉法人等に配置されるジョブコーチの活動領域の拡大を図ること等を踏まえ、第2期中期目標期間において10,500人以上の障害者を対象に支援を実施し、80%以上の定着率を達成すること。

・ 精神障害者の新規雇入れ、復職及び雇用継続を促進するため、地域における支援ネットワークを構築して、主治医等関係者との密接な連携を図り、障害者に対する職業指導及び作業支援、事業主に対する雇用管理の助言・援助等を総合的に実施すること。

また、最近におけるうつ病等の精神障害による休職者の大幅な増加や休職と復職を繰り返す、休職期間が長期化するといった復職支援の困難な事案の割合の高まりに対応するため、総合センターが中心となって開発した最新の支援技法を導入した個別実践型リワークプログラムにより、多様な精神障害者を対象に個別状況に応じたより効果的な復職支援を行うこと。

これらにより、第2期中期目標期間中において、精神障害者9,000人以上を対象に専門的な支援を行い、復職支援及び雇用継続支援終了者の75%以上が復職又は雇用継続できるようにすること。

・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による障害者、事業主等への支援については、社会福祉法人等に配置されるジョブコーチの活動領域の拡大を図ること等を踏まえ、第2期中期目標期間中に10,500人以上の障害者を対象に的確に実施し、支援終了者の職場への定着率が80%以上となるようにする。

・ 精神障害者の新規雇入れ、復職及び雇用継続を促進するため、地域における精神障害者雇用支援ネットワークを構築・整備しつつ、主治医、事業主、家族等関係者との緊密な連携を図り、障害者に対する職業指導及び作業支援、事業主に対する雇用管理の助言・援助等を総合的に行う精神障害者総合雇用支援を実施する。

また、最近におけるうつ病等の精神障害による休職者の大幅な増加や休職と復職を繰り返す、休職期間が長期化するといった復職支援の困難な事案の割合の高まりに対応するため、総合センターが中心となって開発した最新の支援技法を導入した個別実践型リワークプログラムにより、多様な精神障害者を対象に復帰後の環境への適応にも重点を置きつつ個別状況に応じたより効果的な復職支援を行う。

これらにより、第2期中期目標期間中に精神障害者9,000人以上を対象に積極的かつ効果的に実施し、復職支援及び雇用継続支援終了者の復職・雇用継続率が75%以上となるようにする。

・ 地域センターからジョブコーチによる支援又は精神障害者総合雇用支援を受けた障害者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の障害者から効果があった旨の評価が得られるようにする。

・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による障害者、事業主等への支援については、社会福祉法人等に配置されるジョブコーチの活動領域の拡大を図ること等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する支援を重点的に実施する。これにより、2,300人以上の障害者を対象に支援を的確に実施し、支援終了者の職場への定着率が80%以上となるようにする。

また、ジョブコーチ支援事業推進協議会の開催等により、地域センターのジョブコーチ及び社会福祉法人等に配置されるジョブコーチが、それぞれ又は協同して行う支援が効果的に実施されるよう、当該支援事案についてのケーススタディ、支援技法等に関する情報交換・提供、連携方法の協議等を行う。

・ 精神障害者の新規雇入れ、復職及び雇用継続を促進するため、精神障害者雇用支援連絡協議会の効果的な運営等を通じ地域における精神障害者雇用支援ネットワークを構築・整備しつつ、主治医、事業主、家族等関係者との緊密な連携を図り、障害者に対する職業指導及び作業支援、事業主に対する雇用管理の助言・援助等を総合的に行う精神障害者総合雇用支援を実施する。

また、最近におけるうつ病等の精神障害による休職者の大幅な増加及び休職と復職を繰り返す、休職期間が長期化するといった復職支援の困難な事案の割合の高まりに対応するため、総合センターが中心となって開発した最新の支援技法を導入した個別実践型リワークプログラムにより、多様な精神障害者を対象に復帰後の環境への適応にも重点を置きつつ個別状況に応じたより効果的な復職支援を実施する。支援に当たっては、事業主、主治医等に対する積極的な周知活動を行い、より多くの精神障害者が復職支援を受けられるようにするとともに、個別の支援に際しては、これら関係者との十分な連携を行い、効果的な支援を実施する。これらにより、精神障害者1,850人以上を対象に積極的かつ効果的に支援を実施する。

また、復職支援及び雇用継続支援終了者について、復職・雇用継続率が75%以上となるようにする。

・ 地域センターからジョブコーチによる支援又は精神障害者総合雇用支援を受けた障害者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の障害者から効果があった旨の評価が得られるようにする。

<p>・ 広域センターについては、全国の広範な地域から職業的軽度障害者を受け入れるという本来の役割を十分に果たすよう、地域センターと連携して対象者の把握・支援を行う等運営の改善を図ること。</p> <p>イ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施 地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに応じた的確に実施し、障害者の就職又は職場適応を促進すること。</p>	<p>・ 広域障害者職業センター(以下「広域センター」という。)については、全国の広範な地域から職業的軽度障害者を受け入れるという本来の役割を十分に果たすよう、職業安定機関及び地域センターと連携して対象者の把握・支援等を行う。</p> <p>② 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施 地域センターにおいて、障害者の雇用管理に関する事項について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する的確な支援を実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。</p> <p>的確な支援を実施するため、事業主のニーズに応じた事業主支援計画に基づく支援を積極的に実施することとし、第2期中期目標期間中に事業主支援計画を延べ27,500件以上策定する。また、当該計画に基づく支援を受けた事業主に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主において具体的な課題改善効果が見られるようにする。</p>	<p>・ 広域障害者職業センター(以下「広域センター」という。)については、全国の広範な地域から職業的軽度障害者を受け入れるという本来の役割を十分に果たすよう、職業安定機関、地域センター及びその他関係機関との積極的な連携により対象者の把握・支援等を行う。</p> <p>ロ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施 地域センターにおいて、職業安定機関が実施する雇用率達成指導等と連携しつつ、障害者の雇用管理に関する事項について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する的確な支援を実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。</p> <p>また、採用、職場定着等の各段階での事業主の障害者雇用の取組に応じた支援を推進するため、共通の課題を有する事業主が、グループワーク方式で事例発表、意見交換等を行うことにより雇用管理上の課題や解決の糸口をつかむ機会を設けるとともに、課題解決のための助言・援助を行う事業主支援ワークショップを実施し、自主的な取組を促進する。</p> <p>的確な支援を実施するため、事業主のニーズに応じた事業主支援計画に基づく支援を積極的に実施することとし、当該計画を5,500件以上策定する。また、当該計画に基づく支援を受けた事業主に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主から具体的な課題改善効果が見られた旨の評価が得られるようにする。</p>			<p>評価</p>	
<p>【評価項目8 地域障害者職業センターにおける障害者及び事業主に対する専門的支援】</p>	<p>自己評価</p>					
<p>評価の視点等(現行)</p>	<p>評価の視点等(案)</p>	<p>変更の理由等</p>				
<p>[数値目標] ※ [] 内は第2期中期目標期間中の目標値について、年度計画において設定した目標値</p> <p>・ 第2期中期目標期間中に延べ125,000人以上の障害者に対し、より就職・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションサービスを実施すること。</p> <p>[25,000人以上の障害者に対し、効果的な職業リハビリテーションサービスを実施すること。]</p> <hr/> <p>平成20年度 27,435人 (平成19年度 26,496人)</p>	<p>[数値目標] ※ [] 内は第2期中期目標期間中の目標値について、年度計画において設定した目標値</p> <p>・ 第2期中期目標期間中に延べ125,000人以上の障害者に対し、より就職・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションサービスを実施すること。</p> <p>[25,000人以上の障害者に対し、効果的な職業リハビリテーションサービスを実施すること。]</p> <hr/> <p>平成20年度 27,435人 (平成19年度 26,496人)</p>					
<p>・ 第2期中期目標期間中に職業リハビリテーション計画を延</p>	<p>・ 第2期中期目標期間中に職業リハビリテーション計画を延べ85,</p>					

<p>べ85,000件以上策定すること。 個々の障害者の特性に応じた職業リハビリテーション計画を17,000件以上策定すること。</p>	<p>000件以上策定すること。 個々の障害者の特性に応じた職業リハビリテーション計画を17,000件以上策定すること。</p>													
<table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>19,823件</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>17,949件)</td> </tr> </table>		平成20年度	19,823件	(平成19年度)	17,949件)									
平成20年度	19,823件													
(平成19年度)	17,949件)													
<p>・第2期中期目標期間中に75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにすること。 75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにすること。</p>	<p>・第2期中期目標期間中に75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにすること。 75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにすること。</p>													
<table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>80.1%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>79.5%)</td> </tr> </table>		平成20年度	80.1%	(平成19年度)	79.5%)									
平成20年度	80.1%													
(平成19年度)	79.5%)													
<p>・第2期中期目標期間中において職業準備訓練及び職業講習の修了者の就職率が50%以上となることに資するため、その内容の充実を図ること。 職業準備訓練及び職業講習の修了者の就職率が50%以上となることに資するため、その内容の充実を図ること。</p>	<p>・第2期中期目標期間中において職業準備訓練及び職業講習の修了者の就職率が50%以上となることに資するため、その内容の充実を図ること。 職業準備訓練及び職業講習の修了者の就職率が50%以上となることに資するため、その内容の充実を図ること。</p>													
<table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>52.2%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>55.2%)</td> </tr> </table>		平成20年度	52.2%	(平成19年度)	55.2%)									
平成20年度	52.2%													
(平成19年度)	55.2%)													
<p>・ジョブコーチ支援事業については、第2期中期目標期間中において10,500人以上の障害者を対象に支援を実施し、80%以上の定着率を達成すること。 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援については、2,500人以上の障害者を対象に支援を的確に実施し、支援終了者の職場への定着率が80%以上となるようにすること。</p>	<p>・ジョブコーチ支援事業については、第2期中期目標期間中において10,500人以上の障害者を対象に支援を実施し、80%以上の定着率を達成すること。 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援については、<u>2,300</u>人以上の障害者を対象に支援を的確に実施し、支援終了者の職場への定着率が80%以上となるようにすること。</p>	<p>・平成21年度計画に基づく変更。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【対象者数】</th> <th colspan="2">【定着率】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>3,064人</td> <td>平成20年度</td> <td>84.5%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>3,019人)</td> <td>(平成19年度)</td> <td>83.9%)</td> </tr> </tbody> </table>		【対象者数】		【定着率】		平成20年度	3,064人	平成20年度	84.5%	(平成19年度)	3,019人)	(平成19年度)	83.9%)	
【対象者数】		【定着率】												
平成20年度	3,064人	平成20年度	84.5%											
(平成19年度)	3,019人)	(平成19年度)	83.9%)											
<p>・地域センターが専門的な援助を行ったに社会福祉法人等のジョブコーチ対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の社会福祉法人等のジョブコーチから有用であった旨の評価が得られるようにする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>・平成21年度計画に基づく削除。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>94.9%</td> </tr> </table>		平成20年度	94.9%											
平成20年度	94.9%													
<p>・第2期中期目標期間中において、精神障害者6,000人以上を対象に専門的な支援を行い、復職支援及び雇用継続支援終了者の75%以上が復職又は雇用継続できるようにすること。 精神障害者総合雇用支援を精神障害者1,200人以上を対象に積極的かつ効果的に実施する。そのうち、復職支援（リワーク支援）について、精神障害者650人以上を対象に支援を実施すること。また、復職支援及び雇用継続支援終了者について、復職・雇用継続率が75%以上となるようにすること。</p>	<p>・第2期中期目標期間中において、精神障害者<u>9,000</u>人以上を対象に専門的な支援を行い、復職支援及び雇用継続支援終了者の75%以上が復職又は雇用継続できるようにすること。 精神障害者総合雇用支援を精神障害者<u>1,850</u>人以上を対象に積極的かつ効果的に実施する。また、復職支援及び雇用継続支援終了者について、復職・雇用継続率が75%以上となるようにすること。</p>	<p>・平成21年3月27日付け変更認可された中期計画に基づく変更。 ・平成21年度計画に基づく変更。</p>												

	<table border="0"> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">【対象者数】</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;">【復職・雇用継続率】</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,467人</td> <td>平成20年度</td> <td>80.2%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>(1,263人)</td> <td>(平成19年度)</td> <td>(79.4%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">【うちリワーク支援対象者数】</td> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>874人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>(710人)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	【対象者数】		【復職・雇用継続率】		平成20年度	1,467人	平成20年度	80.2%	(平成19年度)	(1,263人)	(平成19年度)	(79.4%)	【うちリワーク支援対象者数】				平成20年度	874人			(平成19年度)	(710人)		
【対象者数】		【復職・雇用継続率】																							
平成20年度	1,467人	平成20年度	80.2%																						
(平成19年度)	(1,263人)	(平成19年度)	(79.4%)																						
【うちリワーク支援対象者数】																									
平成20年度	874人																								
(平成19年度)	(710人)																								
<p>・地域センターからジョブコーチによる支援又は精神障害者総合雇用支援を受けた障害者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の障害者から効果があった旨の評価が得られるようにすること。</p>	<p>・地域センターからジョブコーチによる支援又は精神障害者総合雇用支援を受けた障害者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の障害者から効果があった旨の評価が得られるようにすること。</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">【ジョブコーチ支援】</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;">【精神障害者総合雇用支援】</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>92.7%</td> <td>平成20年度</td> <td>96.3%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>(89.3%)</td> <td>(平成19年度)</td> <td>(92.3%)</td> </tr> </table>	【ジョブコーチ支援】		【精神障害者総合雇用支援】		平成20年度	92.7%	平成20年度	96.3%	(平成19年度)	(89.3%)	(平成19年度)	(92.3%)												
【ジョブコーチ支援】		【精神障害者総合雇用支援】																							
平成20年度	92.7%	平成20年度	96.3%																						
(平成19年度)	(89.3%)	(平成19年度)	(92.3%)																						
<p>・第2期中期目標期間中に事業主支援計画を延べ27,500件以上策定すること。 [事業主のニーズに応じた事業主支援計画計画を5,500件以上策定すること。]</p>	<p>・第2期中期目標期間中に事業主支援計画を延べ27,500件以上策定すること。 [事業主のニーズに応じた事業主支援計画計画を5,500件以上策定すること。]</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>7,120件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>(6,042件)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					平成20年度	7,120件			(平成19年度)	(6,042件)														
平成20年度	7,120件																								
(平成19年度)	(6,042件)																								
<p>・第2期中期目標期間中に事業主支援計画に基づく支援を受けた事業主に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主において具体的な課題改善効果が見られるようにする。 [事業主支援計画に基づく支援を受けた事業主に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主から具体的な課題改善効果が見られた旨の評価が得られるようにすること。]</p>	<p>・第2期中期目標期間中に事業主支援計画に基づく支援を受けた事業主に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主において具体的な課題改善効果が見られるようにする。 [事業主支援計画に基づく支援を受けた事業主に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主から具体的な課題改善効果が見られた旨の評価が得られるようにすること。]</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>90.3%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					平成20年度	90.3%																		
平成20年度	90.3%																								
<p>[評価の視点] 第2 3 (1) ① イ 障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施</p> <p>・第2期中期目標期間中に延べ125,000人以上の障害者に対し、効果的な職業リハビリテーションサービスを実施するための取組を進めているか。</p> <p>・的確な職業評価とインフォームドコンセント(説明と同意)に基づいて、第2期中期目標期間中に延べ85,000件以上の職業リハビリテーション計画を策定するための取組を進めているか。</p> <p>・第2期中期目標期間中に75%以上の対象者が就職等に向</p>	<p>[評価の視点] 第2 3 (1) ① イ 障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施</p> <p>・第2期中期目標期間中に延べ125,000人以上の障害者に対し、効果的な職業リハビリテーションサービスを実施するための取組を進めているか。</p> <p>・的確な職業評価とインフォームドコンセント(説明と同意)に基づいて、第2期中期目標期間中に延べ85,000件以上の職業リハビリテーション計画を策定するための取組を進めているか。</p> <p>・第2期中期目標期間中に75%以上の対象者が就職等に向かう次の</p>																								

<p>かう次の段階に移行できるための取組を進めているか。</p>	<p>段階に移行できるための取組を進めているか。</p>	
<p>・第2期中期目標期間中において職業準備訓練、職業講習の修了者の就職率が50%以上となることに資するため、内容の充実を図っているか。</p>	<p>・第2期中期目標期間中において職業準備訓練、職業講習の修了者の就職率が50%以上となることに資するため、内容の充実を図っているか。</p>	
<p>・OA講習については、廃止するための取組を進めたか。</p>	<p>・OA講習については、廃止するための取組を進めたか。</p>	
<p>・第2期中期目標期間中にジョブコーチ支援対象者数10,500人以上、定着率80%以上となるための取組を進めているか。</p>	<p>・第2期中期目標期間中にジョブコーチ支援対象者数10,500人以上、定着率80%以上となるための取組を進めているか。</p>	
<p>・第2期中期目標期間中に精神障害者6,000人以上、復職支援及び雇用継続支援終了者の復職・雇用継続率75%以上となるための取組を進めているか。</p>	<p>・第2期中期目標期間中に精神障害者9,000人以上、復職支援及び雇用継続支援終了者の復職・雇用継続率75%以上となるための取組を進めているか。</p>	<p>・平成21年3月27日付け変更認可された中期計画に基づく変更。</p>
<p>・広域障害者職業センターについて、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れることができるよう、職業安定機関及び地域障害者職業センターと連携して対象者の把握・支援等を行っているか。</p>	<p>・広域障害者職業センターについて、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れることができるよう、職業安定機関及び地域障害者職業センターと連携して対象者の把握・支援等を行っているか。</p>	
<p>2 3 (1) ① □ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施</p>	<p>2 3 (1) ① □ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施</p>	
<p>・第2期中期目標期間中に事業主支援計画を延べ27,500件以上策定するための取組を進めているか。</p>	<p>・第2期中期目標期間中に事業主支援計画を延べ27,500件以上策定するための取組を進めているか。</p>	
<p>・追跡調査の回答者のうち70%以上から具体的な課題改善効果が見られた旨の評価が得られたか。</p>	<p>・追跡調査の回答者のうち70%以上から具体的な課題改善効果が見られた旨の評価が得られたか。</p>	

高齢・障害者雇用支援機構評価シート（９） （注：中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1)障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>① 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>ウ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施 各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者その他の関係機関がより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うとともに、総合センターとの共同によりこれらの関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成及び提供並びに実務的研修を実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1)障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>ア 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>③ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施 各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者その他の関係機関がより効果的な職業リハビリテーションサービスの事業を実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うとともに、総合センターとの共同によりこれらの関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成及び提供並びに実務的研修を実施する。</p> <p>実施後は、助言・援助等を受けた関係機関及びマニュアル・教材の提供を受けた者又は研修受講者の在籍する所属長に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の関係機関等から有用であった旨の評価を得られるようにする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1)障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>①職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施</p> <p>ハ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施 各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者その他の関係機関がより効果的な職業リハビリテーションサービスの事業を実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うとともに、総合センターとの共同によりこれらの関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成及び提供並びに実務的研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域センターにおける就労移行支援事業者の就労支援員等に対する職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のための実務的研修（年47回） ・ 総合センターにおける第1号又は第2号ジョブコーチの支援スキル向上のための実務的研修（各年1回） <p>実施後は、助言・援助等を受けた関係機関及びマニュアル・教材の提供を受けた者又は研修受講者の在籍する所属長に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の関係機関等から有用であった旨の評価を得られるようにする。なお、これらのアンケート結果を踏まえ、助言・援助等及びマニュアル・教材の内容、研修カリキュラム等の充実を図る。</p> <p>また、地域センターにおいて、障害者の就業支援に関する関係機関等の共通認識を形成するための職業リハビリテーション推進フォーラムを開催する。</p>	

<p>エ 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成 職業リハビリテーションの発展及び円滑な推進に資するため、総合センターにおいて、障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターの職員や医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する専門的・技術的研修を実施し、職業リハビリテーション人材の育成を図ること。</p>	<p>④ 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成 職業リハビリテーション専門職である障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、医療・福祉等の分野の職員等を対象に、職業リハビリテーションに関する次の専門的、技術的研修を職種別・課題別に実施する等により、職業リハビリテーションの専門的な人材の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を養成するための研修 ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）を養成するための研修 ・ 医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を養成するための研修 	<p>二 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成 職業リハビリテーション専門職である障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、医療・福祉等の分野の職員等を対象に、職業リハビリテーションに関する次の専門的、技術的研修を職種別・課題別に実施する等により、職業リハビリテーションの専門的な人材の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を養成するための研修（年7回） ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）を養成するための研修（年7回） ・ 発達障害者支援センターや発達障害者の支援をしている機関において就業支援を担当する職員を養成するための研修（年2回） ・ 医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を養成するための研修（年2回） <p>研修修了後は、研修受講者に対するアンケート調査を実施し、有効回答のうち85%以上の受講者から有用であった旨の評価が得られるようにする。また、研修受講者に対する追跡調査を実施し、有効回答のうち80%以上の受講者から実務において研修が役立っている旨の評価が得られるようにする。併せて、研修受講者の在籍する所属長に対する追跡調査を実施し、有効回答のうち60%以上の所属長から実務において研修が役立っている旨の評価が得られるようにする。なお、これらのアンケート結果を踏まえ、研修カリキュラム等の充実を図る。</p>				
	自己評価			評価		
<p>評価項目(現行)</p>	<p>評価項目(案)</p>		<p>変更の理由等</p>			
<p>【評価項目9 職業リハビリテーションの専門的知識を有する人材育成】</p>	<p>【評価項目9 <u>地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成</u>】</p>		<p>・平成21年3月27日付け変更認可された中期計画に基づく変更。</p>			
<p>評価の視点等(現行)</p>	<p>評価の視点等(案)</p>		<p>変更の理由等</p>			
<p>[数値目標]</p>	<p>[数値目標] ・<u>地域センターにおける就労移行支援事業者の就労支援員等に対する職業リハビリテーションに関する実務的研修を年47回実施すること。</u></p>		<p>・平成21年度計画に基づき新たに設定。</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ・総合センターにおける第1号又は第2号ジョブコーチの支援スキル向上のための実務的研修を各年1回実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度計画に基づき新たに設定。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・助言・援助等を受けた関係機関に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の関係機関から有用であった旨の評価が得られるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月27日付け変更認可された中期計画に基づき新たに設定。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル・教材の提供を受けた者又は研修受講者の在籍する所属長に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち80%以上の所属長から有用であった旨の評価が得られるようにすること。 					
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を養成するための研修を年9回実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を養成するための研修を年7回実施すること。 ・合計9回実施し、年度計画の目標を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度計画に基づく変更。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・職場適応援助者（ジョブコーチ）を養成するための研修を年7回実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場適応援助者（ジョブコーチ）を養成するための研修を年7回実施すること。 ・合計7回実施し、年度計画の目標を達成した。 					
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターや発達障害者の支援をしている機関において就業支援を担当する職員を養成するための研修を年2回実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターや発達障害者の支援をしている機関において就業支援を担当する職員を養成するための研修を年2回実施すること。 ・合計2回実施し、年度計画の目標を達成した。 					
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を養成するための研修を年2回実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション実務者を養成するための研修を年2回実施すること。 ・合計2回実施し、年度計画の目標を達成した。 					
<ul style="list-style-type: none"> ・研修修了後は、研修受講者に対するアンケート調査を実施し、有効回答のうち85%以上の受講者から有用であった旨の評価が得られるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修修了後は、研修受講者に対するアンケート調査を実施し、有効回答のうち85%以上の受講者から有用であった旨の評価が得られるようにすること。 					
<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者に対する追跡調査を実施し、有効回答のうち80%以上の受講者から実務において研修が役立っている旨の評価が得られるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者に対する追跡調査を実施し、有効回答のうち80%以上の受講者から実務において研修が役立っている旨の評価が得られるようにすること。 <table border="1" data-bbox="808 948 1111 1011"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>98.4%</td> </tr> </table>	平成20年度	97.8%	(平成19年度)	98.4%	
平成20年度	97.8%					
(平成19年度)	98.4%					
<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者の在籍する所属長に対する追跡調査を実施し、有効回答のうち60%以上の所属長から実務において研修が役立っている旨の評価が得られるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者の在籍する所属長に対する追跡調査を実施し、有効回答のうち60%以上の所属長から実務において研修が役立っている旨の評価が得られるようにすること。 <table border="1" data-bbox="808 1139 1111 1203"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>93.8%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>90.5%</td> </tr> </table>	平成20年度	93.8%	(平成19年度)	90.5%	
平成20年度	93.8%					
(平成19年度)	90.5%					
<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者の在籍する所属長に対する追跡調査を実施し、有効回答のうち60%以上の所属長から実務において研修が役立っている旨の評価が得られるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者の在籍する所属長に対する追跡調査を実施し、有効回答のうち60%以上の所属長から実務において研修が役立っている旨の評価が得られるようにすること。 <table border="1" data-bbox="808 1334 1111 1398"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>93.3%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>96.6%</td> </tr> </table>	平成20年度	93.3%	(平成19年度)	96.6%	
平成20年度	93.3%					
(平成19年度)	96.6%					
<p>[評価の視点]</p>	<p>[評価の視点]</p>					

	<p><u>第 2 3 (1) ① ハ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施</u></p> <p>・<u>地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助を行うとともに、マニュアル・教材の作成、提供及び実務的研修を実施しているか。</u></p>	<p>・平成 2 1 年度計画に基づき新たに設定。</p>
	<p>・<u>アンケート調査の回答者のうち 8 0 % 以上の関係機関等から有用であった旨の評価が得られたか。</u></p>	<p>・平成 2 1 年 3 月 2 7 日付け変更認可された中期計画に基づき新たに設定。</p>
<p>第 2 3 (1) ① ハ 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成</p> <p>・職業リハビリテーションの専門的な人材の育成のための措置を計画的に行っているか。</p>	<p>第 2 3 (1) ① 三 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成</p> <p>・職業リハビリテーションの専門的な人材の育成のための措置を計画的に行っているか。</p>	<p>・平成 2 1 年度計画に基づく変更。</p>

高齢・障害者雇用支援機構評価シート（10）（注：中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>② 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>総合センターにおいて、福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな職業リハビリテーション技術や支援ツールの開発を行い、その成果の機構内外への普及を積極的に行うとともに、成果の具体的な活用状況を把握し、それを関係機関で共有化し、さらなる活用を図ること。</p> <p>ア 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施 職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施すること。 また、各研究テーマについて、研究の質を評価することが可能な指標を設定すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>イ 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>① 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施 障害者の職業リハビリテーションに関する施策の充実及び障害者職業センター等における関係業務の推進に資するため、次の事項に重点を置いて職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施する。</p> <p>なお、通常の研究のほか、総合的な研究テーマについてプロジェクト方式による研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害、精神障害、高次脳機能障害及び難病者等の職業リハビリテーションに関する先駆的な研究 ・ 職業リハビリテーション業務を行う地域センター等の現場の課題解決に資するための研究 ・ 地域の就労支援機関向けの有効な支援ツール等の開発のための研究 ・ 国の政策立案に資する研究 <p>第2期中期目標期間中に終了した調査・研究について外部評価を行い、各調査・研究について、3分の2以上の評価委員から、4段</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項</p> <p>② 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進</p> <p>イ 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施 障害者の職業リハビリテーションに関する施策の充実及び障害者職業センター等における関係業務の推進に資するため、中期計画に掲げる事項に重点を置いて調査・研究を実施する。平成21年度に終了する下記の(イ)のaからfまでの6テーマについては、研究評価委員による評価を行い、中期計画に掲げる評価結果が得られるようにする。</p> <p>なお、総合的な研究テーマである下記の(イ)のa、e及びgについては、プロジェクト方式による研究を実施する。</p> <p>(イ) 継続テーマ a 特別の配慮を必要とする障害者を対象とした、就労支援機関等から事業所への移行段階における就職・復職のための支援技法の開発に関する研究 b 若年性認知症発症者の就労継続に関する研究 c 障害者採用に係る職務等の開発に向けた事業主支援技法に関する研究 d 精神障害者の雇用促進のための就業状況等に関する調査研究 e 企業経営に与える障害者雇用の効果等に関する研究 f 高齢化社会における障害者の雇用安定と雇用促進に関する調査研究 g 障害者の自立支援と就業支援の効果</p>	

	<p>階中上から2段階以上の評価が得られるようにする。</p>	<p>的連携のための実証的研究 h 高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における支援の必要性に応じた障害認定のあり方に関する基礎的研究 (n) 新規テーマ a 発達障害者の企業における就労・定着支援の現状と課題に関する基礎的研究 b 失語症のある高次脳機能障害に対する就労支援のあり方に関する基礎的研究 c 難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究 d 農業分野の特性を活かした障害者の職域拡大のための具体的方策に関する調査研究 e 雇用関係における障害者の均等待遇を実現するための諸方策に関する研究</p>	
<p>イ 職業リハビリテーションに係る技法の開発 福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法の開発を行い、これまで開発した支援技法のニーズに応じた改良を行うこと。</p>	<p>② 職業リハビリテーションに係る技法の開発 福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、①で行う調査・研究とあわせて、障害特性及び事業主のニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法を開発する。 新たに開発した技法を活用した職業準備訓練等を実施するなどにより、多様な障害者に対し効果的な職業リハビリテーションを実施するとともに、必要に応じ開発した技法に改良を加える。</p>	<p>ロ 職業リハビリテーションに係る技法の開発 福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対して、イで行う調査研究とあわせて、以下の3テーマについて障害特性及び事業主ニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法の開発を行い、実践報告書、研究発表等を通じて、その普及に努める。また、職業センターにおいて新たに開発した技法を活用したプログラムを実施するなどにより、多様な障害者に対し効果的な職業リハビリテーションサービスを提供するとともに、開発した技法に改良を加える。</p> <p>(イ) 発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法や事業主支援技法の開発 (ロ) 在職精神障害者の職場復帰に関し、障害特性に対応した効果的な支援技法の開発 (ハ) 高次脳機能障害者の就労支援に関し、地域の実情に即した少人数グループでの受講に使用可能な支援技法の開発</p>	
<p>ウ 研究・開発成果の積極的な普及・活用 事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。また、成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用状況を把握</p>	<p>③ 研究・開発成果の積極的な普及・活用 研究・開発成果の普及・活用を図るため、研究発表会の開催、学会等での発表、各種研修での講義、インターネット等を活用した情報提供等を行うとともに、職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を第2期中期目標期間中に20件以上作成する。</p>	<p>ハ 研究・開発成果の積極的な普及・活用 (イ) 職業リハビリテーション研究発表会の開催 職業リハビリテーションに関する調査・研究、実践活動の成果を発表し、成果の普及を図り、我が国における職業リハビリテーションの質的向上に資するため、職業リハビリテーションの研究及び実践に携わる関係者の参加を得て職業リハビリテーション研究発表会を障害者職業総</p>	

<p>し、さらなる活用を図ること。</p>	<p>研究・開発成果を関係機関で共有化するため、広域センター、地域センター及び障害者就業・生活支援センター等における研究・開発成果の活用状況を把握し、研究・開発成果の更なる普及・活用を図る。</p>	<p>合センター及び地方会場（2か所以上）において開催する。</p> <p>(n) 学会等での発表、各種研修での講義 研究成果について、関係学会等で20件以上発表するとともに、各種研修、講演会等において講義等を行う。</p> <p>(o) インターネット等による研究成果の情報発信 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び支援技法の開発の成果を研究部門ホームページにおいて公開する。</p> <p>(r) マニュアル、教材、ツール等の作成 職業リハビリテーションの関係者や業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を4件以上作成する。</p> <p>(s) 研究・開発成果の共有化 広域センター、地域センター、障害者就業・生活支援センター及び障害者雇用支援センターを対象に、アンケート調査により研究・開発成果の活用状況を把握し、十分に活用していない旨の回答に対しては、自由回答欄の記載を分析し、その原因等を把握する等により、一層利用しやすいマニュアル、教材、ツール等となるよう見直しを行い、研究・開発成果の更なる普及・活用を図る。</p>			
<p>【評価項目10 職業リハビリテーションに係る調査・研究】</p>	<p>自己評価</p>		<p>評定</p>		
<p>評価の視点等(現行)</p>	<p>評価の視点等(案)</p>	<p>変更の理由等</p>	<p>[数値目標] ※ [] 内は第2期中期目標期間中の目標値について、年度計画において設定した目標値</p> <p>・第2期中期目標期間中に終了した調査・研究について外部評価を行い、各調査・研究について、3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価が得られるようにすること。</p> <p>[平成20年度に終了する5テーマについて、研究評価委員による評価を行い、中期計画に掲げる評価結果が得られるようにすること。]</p> <p>・障害特性及び事業主ニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法の開発を3テーマ実施すること。</p>	<p>[数値目標] ※ [] 内は第2期中期目標期間中の目標値について、年度計画において設定した目標値</p> <p>・第2期中期目標期間中に終了した調査・研究について外部評価を行い、各調査・研究について、3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価が得られるようにすること。</p> <p>[平成21年度に終了する6テーマについて、研究評価委員による評価を行い、中期計画に掲げる評価結果が得られるようにすること。]</p> <p>平成20年度終了した5テーマについて3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価を得た。</p> <p>・発達障害者の就労支援の課題に関する研究 ・精神障害者に対する就労支援過程における当事者のニーズと行動の変化に応じた支援技術の開発に関する研究 他3テーマ</p> <p>・障害特性及び事業主ニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法の開発を3テーマ実施すること。</p>	<p>・平成21年度計画に基づく変更。</p>

	<p>平成20年度 3テーマ</p>
<p>・職業リハビリテーション研究発表会を障害者職業総合センター及び地方会場2か所以上で開催すること。</p>	<p>・職業リハビリテーション研究発表会を障害者職業総合センター及び地方会場2か所以上で開催すること。</p>
	<p>平成20年度 障害者職業総合センター 及び地方会場3か所（北海道、愛知、宮崎）</p>
<p>・研究成果について関係学会等で20件以上発表すること。</p>	<p>・研究成果について関係学会等で20件以上発表すること。</p>
	<p>平成20年度 21件</p>
<p>・職業リハビリテーション関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を第2期中期目標期間中に20件以上作成すること。</p>	<p>・職業リハビリテーション関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を第2期中期目標期間中に20件以上作成すること。</p>
<p>職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を4件以上作成すること。</p>	<p>職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を4件以上作成すること。</p>
	<p>平成20年度 7件</p>
<p>[評価の視点] 第2 3 (1) ② イ 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施</p> <p>・発達障害等の職業リハビリテーションに関する先駆的な研究、職業リハビリテーション業務を行う現場の課題解決に資するための研究等に重点をおいて職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施しているか。</p> <p>・各調査・研究について、外部評価を行い、それぞれ3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価が得られたか。</p>	<p>[評価の視点] 第2 3 (1) ② イ 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施</p> <p>・発達障害等の職業リハビリテーションに関する先駆的な研究、職業リハビリテーション業務を行う現場の課題解決に資するための研究等に重点をおいて職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施しているか。</p> <p>・各調査・研究について、外部評価を行い、それぞれ3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価が得られたか。</p>
<p>第2 3 (1) ② ロ 職業リハビリテーションに係る技法の開発</p> <p>・福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法の開発や開発した技法の改良を行っているか。</p>	<p>第2 3 (1) ② ロ 職業リハビリテーションに係る技法の開発</p> <p>・福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法の開発や開発した技法の改良を行っているか。</p>
<p>第2 3 (1) ② ハ 研究・開発成果の積極的な普及・活用</p> <p>・研究発表会の開催、学会等での発表、各種研修での講義、インターネット等を活用した情報提供等を行っているか。</p> <p>・職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を第2期中期目標期間中に20件以上作成するための取組を進めているか。</p>	<p>第2 3 (1) ② ハ 研究・開発成果の積極的な普及・活用</p> <p>・研究発表会の開催、学会等での発表、各種研修での講義、インターネット等を活用した情報提供等を行っているか。</p> <p>・職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアル、教材、ツール等を第2期中期目標期間中に20件以上作成するための取組を進めているか。</p>
<p>・広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障</p>	<p>・広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業</p>

害者就業・生活支援センター等における研究・開発成果の活用状況を把握し、研究・開発成果の更なる普及・活用を図っているか。

・生活支援センター等における研究・開発成果の活用状況を把握し、研究・開発成果の更なる普及・活用を図っているか。

高齢・障害者雇用支援機構評価シート（11）（注：中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (2)障害者職業能力開発校の運営業務の実施に関する事項 機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、職業的重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加えた先導的な職業訓練を実施すること。</p> <p>① 職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練の充実 福祉から雇用への流れを踏まえ、受講者の拡大を図る観点から、関係機関との一層緊密な連携を図り、職業的重度障害者、とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れること。</p> <p>また、企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施に努めること。このため、企業による採用や職場適応についてのノウハウが確立されていない職業訓練上特別な支援を要する障害者について、雇入れ可能性のある企業の協力・連携の下に、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練に取り組むこと。</p> <p>また、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、第2期中期目標期間中において修了者等の就職率が80%以上となる</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (2)障害者職業能力開発校の運営業務の実施に関する事項 機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、広域センターとの密接な連携の下、職業的重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加え、他の障害者職業能力開発校等に成果を提供できるような先導的な職業訓練を実施する。</p> <p>ア 職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練の充実 福祉から雇用への流れを踏まえ、受講者の拡大を図る観点から、関係機関との一層緊密な連携を図り、職業的重度障害者、とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、定員充足率が毎年度95%以上となるようにする。</p> <p>企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施に努める。このため、企業による採用や職場適応についてのノウハウが確立されていない職業訓練上特別な支援を要する障害者について、雇入れ可能性のある企業の協力・連携の下に、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練に取り組む。</p> <p>また、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、訓練修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (2)障害者職業能力開発校の運営業務の実施に関する事項 機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、広域センターとの密接な連携の下、職業的重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加え、他の障害者職業能力開発校等に成果を提供できるような先導的な職業訓練を実施する。</p> <p>① 職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練の充実 福祉から雇用への流れを踏まえ、受講者の拡大を図る観点から、職業安定機関、地域センター及びその他関係機関との一層緊密な連携を図り、職業的重度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、その受講者に占める割合が平成20年度を上回るようにするとともに、定員充足率が95%以上となるようにする。</p> <p>特に、精神障害者及び発達障害者に対する職業訓練を積極的に実施する。</p> <p>障害者雇用アドバイザーが事業主等に対して行う相談・援助を通じて、あるいは、企業を対象として行う訓練見学会や受入講座の機会等を活用して、企業の訓練ニーズの広範な把握をし、企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、個別カリキュラムによる個別訓練など、より就職に結びつく職業訓練の実施に努める。このため、企業による採用や職場適応についてのノウハウが確立されていない職業訓練上特別な支援を要する障害者について、雇入れ可能性のある企業の協力・連携の下に、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練に取り組む。</p> <p>また、厳しさを増す経済・雇用失業情勢に対応して、訓練受講者に対するより早期からの就職支援及び事業主に対する訓練受講者の職業能力の情報提供等を実施するとともに、職業紹介等の業務を担当する職業</p>	

<p>ることに資するため、カリキュラムの見直し等による訓練内容の充実を図ること。</p> <p>(1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項 ① 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 ア 障害者の個々の特性に応じた専門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域センターについては、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるという本来の役割を十分に果たすよう、地域センターと連携して対象者の把握・支援を行う等運営の改善を図ること。 <p>② 障害者に対する訓練技法等の開発・普及 先導的な職業訓練実施の成果をもとに、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等にとりまとめ、他の障害者職業能力開発校に提供すること等により、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献すること。</p>	<p>直し等によりその内容の充実を図る。</p> <p>(1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項 ア 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 ① 障害者の個々の特性に応じた専門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域障害者職業センター(以下「広域センター」という。)については、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるという本来の役割を十分に果たすよう、職業安定機関及び地域センターと連携して対象者の把握・支援等を行う。 <p>イ 障害者に対する指導技法等の開発・普及 先導的な職業訓練実施の成果を基に、職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等にとりまとめ、他の障害者職業能力開発校等への提供、その訓練指導員に対する研修の実施等により、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献する。指導技法等の開発成果については、障害者職業能力開発校等へのアンケート調査を実施し、開発した指導技法等に係る職業訓練を実施又は実施を検討している障害者職業能力開発校等の有効回答のうち80%以上のものから有用であった旨の評価が得られるようにする。</p>	<p>安定機関との緊密な連携を図り訓練修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等によりその内容の充実を図る。</p> <p>(1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項 ① 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 イ 障害者の個々の特性に応じた専門的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域障害者職業センター(以下「広域センター」という。)については、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるという本来の役割を十分に果たすよう、職業安定機関、地域センター及びその他関係機関との積極的な連携により対象者の把握・支援等を行う。 <p>② 障害者に対する指導技法等の開発・普及 先導的な職業訓練実施の成果をもとに、職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等にとりまとめる。 平成21年度は、職業訓練上特別な支援を要する障害者である精神障害者及び高次脳機能障害者について、近年の職業訓練実施の成果をもとに、マニュアル等の取りまとめを行う。 また、精神障害者及び高次脳機能障害者についてのものを含め開発した指導技法等を取りまとめたマニュアル等を、他の障害者職業能力開発校等へ提供するとともに、その障害者職業能力開発校等の職業訓練指導員等に対する研修の実施、障害者に対する職業訓練の指導技法等を普及する障害者能力開発指導者交流会の開催等により障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献する。 指導技法等の開発成果については、障害者職業能力開発校等へのアンケート調査を実施し、開発した指導技法等に係る職業訓練を実施もしくは実施を検討している障害者職業能力開発校等の有効回答のうち80%以上のものから有用であった旨の評価が得られるようにする。</p>		<p>自己評価</p>	<p>評価</p>
<p>【評価項目11 障害者職業能力開発校の運営】</p>					
<p>評価の視点等(現行)</p>	<p>評価の視点等(案)</p>			<p>変更の理由等</p>	
<p>[数値目標] ※ [] 内は第2期中期目標期間中の目標値について、年度計画において設定した目標値</p>	<p>[数値目標] ※ [] 内は第2期中期目標期間中の目標値について、年度計画において設定した目標値</p>				

<p>・職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、その受講者に占める割合が平成19年度を上回るようにす</p>	<p>・職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、その受講者に占める割合が平成20年度を上回るようにすること。</p> <table border="1" data-bbox="808 212 1167 272"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>41.0% (112名)</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>30.4% (82名)</td> </tr> </table>	平成20年度	41.0% (112名)	(平成19年度)	30.4% (82名)	<p>・平成21年度計画に基づく変更。</p>
平成20年度	41.0% (112名)					
(平成19年度)	30.4% (82名)					
<p>・職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、定員充足率が毎年度95%以上となるようにすること。 ※定員 280名</p>	<p>・職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、定員充足率が毎年度95%以上となるようにすること。 ※定員 280名</p> <table border="1" data-bbox="808 403 1167 464"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>97.5% (273名)</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>96.4% (270名)</td> </tr> </table>	平成20年度	97.5% (273名)	(平成19年度)	96.4% (270名)	
平成20年度	97.5% (273名)					
(平成19年度)	96.4% (270名)					
<p>・第2期中期目標期間中において修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、カリキュラムの見直し等による訓練内容の充実を図ること。 訓練修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等によりその内容の充実を図ること。</p>	<p>・第2期中期目標期間中において修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、カリキュラムの見直し等による訓練内容の充実を図ること。 訓練修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等によりその内容の充実を図ること。</p> <table border="1" data-bbox="808 667 1167 727"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>89.4%</td> </tr> <tr> <td>(平成19年度)</td> <td>90.9%</td> </tr> </table>	平成20年度	89.4%	(平成19年度)	90.9%	
平成20年度	89.4%					
(平成19年度)	90.9%					
<p>・指導技法等の開発成果については、障害者職業能力開発校等へのアンケート調査を実施し、開発した指導技法等に係る職業訓練を実施又は実施を検討している障害者職業能力開発校等の有効回答のうち80%以上のものから有用であった旨の評価が得られるようにすること。</p>	<p>・指導技法等の開発成果については、障害者職業能力開発校等へのアンケート調査を実施し、開発した指導技法等に係る職業訓練を実施又は実施を検討している障害者職業能力開発校等の有効回答のうち80%以上のものから有用であった旨の評価が得られるようにすること。 ・平成20年度に作成した開発成果について、平成21年度にアンケート調査を実施。</p>					
<p>〔評価の視点〕 第2 3 (2) ① 職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）に対する職業訓練の充実</p> <p>・職業的重度障害者、とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、定員充足率が毎年度95%以上になるように取組を行っているか。</p>	<p>〔評価の視点〕 第2 3 (2) ① 職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）に対する職業訓練の充実</p> <p>・職業的重度障害者、とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、定員充足率が毎年度95%以上になるように取組を行っているか。</p>					
<p>・訓練修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等によりその内容の充実を図っているか。</p>	<p>・企業による採用や職場適応についてのノウハウが確立されていない職業訓練上特別な支援を要する障害者について、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練に取り組んでいるか。</p> <p>・訓練修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等によりその内容の充実を図っているか。</p>	<p>・平成21年3月27日付け変更認可された中期計画に基づき新たに設定。</p>				
<p>第2 3 (2) ② 障害者に対する指導技法等の開発・普及</p> <p>・職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等にとりまとめ、他の障害者</p>	<p>第2 3 (2) ② 障害者に対する指導技法等の開発・普及</p> <p>・職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等にとりまとめ、他の障害者職業能力開発校等</p>					

職業能力開発校等への提供、その訓練指導員に対する研修の実施等を行っているか。	への提供、その訓練指導員に対する研修の実施等を行っているか。	
・アンケート調査の回答者のうち80%以上の障害者職業能力開発校等から有用であった旨の評価が得られたか。	・アンケート調査の回答者のうち80%以上の障害者職業能力開発校等から有用であった旨の評価が得られたか。	

高齢・障害者雇用支援機構評価シート（12）（注：中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (3) 納付金関係業務等の実施に関する事項 障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的のつとより、適正かつ効率的な運営を図ること。 また、障害者の雇用に関する実践的手法の開発、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組を支援し、障害者の雇用促進を図ること。 なお、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査や就労支援機器の貸出しなど、駐在事務所の廃止に伴い本部組織に一元化される業務については、サービスの質の維持や不正受給の防止に支障が生じないよう留意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率的かつ効果的な実施に努めること。</p> <p>① 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施</p> <p>ア 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給については、適正かつ効率的に行うことはもとより、障害者雇用納付金制度の周知、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を幅広く実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (3) 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>ア 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給</p> <p>障害者雇用納付金制度について適切な周知、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を第2期中期目標期間中、毎年度平均で250回以上開催するほか、パンフレット、記入説明書の配布を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項 (3) 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>世界的な金融危機の影響等により雇用失業情勢が悪化し障害者を取り巻く雇用環境にも影響が見られる中、厚生労働省の「障害者雇用維持・拡大プラン」(平成21年2月6日付け厚生労働省職業安定局長通達)に係る職業安定機関の取組と連携し、障害者雇用アドバイザーによる相談・援助の効果的実施、中小企業に対する改正雇用納付金制度の周知活動の戦略的展開に積極的に取り組む。</p> <p>① 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給</p> <p>イ 障害者雇用納付金制度について適切な周知、理解の促進 障害者雇用納付金制度については、事業主からの的確な申告、支給申請がなされるよう、以下の各事業を実施する。</p> <p>(イ) 事業主説明会の開催 事業主説明会については、関係機関との連携を図りつつ、事業主から申告、支給申請が的確になされるよう250回以上開催するほか、今後の事業主説明会の</p>	

説明内容及び制度、事務手続についての周知、理解の促進を図るために作成するパンフレット、記入説明書等の充実に資するため、引き続き、参加者アンケートを実施する。

(ロ)パンフレット、申告書の記入説明書等の作成、配付

制度及び事務手続について適切な周知、理解の促進を図るため、制度について分かりやすく記載したパンフレット、様々な記入例を交えた申告書の記入説明書等を作成、配布する。また、その内容は、(イ)の参加者アンケート結果等の事業主からの意見を十分踏まえたものとする。

また、パンフレット等の内容をホームページに掲載することにより、事業主の制度、手続に対する理解を深めるとともに円滑かつ的確な申告・申請に資するものとする。

(ハ)職業安定機関との連携及び受託法人との連絡会議の開催

障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を行うとともに、1月に受託法人の業務担当者を対象に「納付金関係業務担当者全国会議」を開催し、制度及びその運営についての共通の理解と認識を深める。

ロ 障害者雇用納付金制度の改正に係る周知・広報

改正障害者雇用促進法により平成22年7月から障害者雇用納付金制度の適用対象となる中小企業事業主等に対し、施行前の早い段階から改正内容の周知徹底を図っていくことが重要であることから、平成21年度においては、次の周知・広報を効果的、積極的に実施する。

- ・リーフレットの作成・配布及び広報誌、ホームページ、事業主説明会その他各種会議等を活用した改正内容の広範な周知
特に、中小企業に対しては、わかりやすいパンフレットを作成し活用する。
- ・新たに納付金制度の適用が見込まれる中小企業事業主に対する計画的な個別訪問によるきめ細かな周知・説明
- ・地域の経済団体、業界団体等に対する協力要請による傘下事業主等への周知・広報
- ・職業安定機関との連携による、障害者雇用率達成指導と併せた周知・説明

ハ 障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の適正な支給

障害者雇用納付金については、厳正な審査を実施するほか、正確な申告及び納付期

イ 障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の取納率を維持すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の適正な

支給を行うため、厳正な審査を実施するほか、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対して調査を的確に実施することにより、障害者雇用納付金については99%以上の収納率を維持する。また、障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を行う。

当該年度内に収納に至らなかった未収納納付金等については、納付督促・督促を継続的に実施する等により、確実な徴収を図る。

障害者雇用納付金申告対象事業主、調整金支給対象事業主等の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機処理システムの改定等を実施する。

限の遵守についての指導・督促を行うとともに、機構本部及び受託法人において、電話、文書等により積極的に納付督促・督促を実施する。

特に最近における景気の急速な悪化の中で厳しい経営環境の企業の増加に対応し、納付金の滞納や倒産等による収納不能の事案の増加を抑制するため、事業主に対する未納付理由の把握及び納付督促をより早期に実施するとともに、倒産企業の早期把握と迅速な対応に取り組むこととし、実施に当たっては機構本部及び受託法人の密接な連携のもと、個々の事案の実情に応じた的確な対応を図る。

さらに、機構本部及び駐在事務所において、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査を的確に実施する。これらのことにより、99%以上の収納率を維持する。

また、障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を行う。

なお、当該年度内に収納に至らなかった未収納納付金等についても、機構本部及び受託法人において、未納付事業主の状況について情報を収集・把握し、その状況に応じた電話、文書等による納付督促・督促の継続的な実施とともに、未納付事業主を訪問しての納付金の確約書面の取り付け等により確実な徴収を図る。

また、障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関しても、厳正な審査を実施し、適正な支給を行う。

二 障害者雇用納付金申告対象事業主、調整金支給対象事業主等の利便性の向上

障害者雇用納付金電算機処理システムを活用することにより、申告・申請の迅速かつ厳正な審査を実施するほか、事業主からの直接又は受託法人を経由した照会等に対して、的確で速やかな助言、指導等を実施する。

また、事業主の申告・申請にかかる事務手続の簡素化及び利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び制度改正への対応を含めた電算機処理システム等の改定等の実施に向けて検討する。

ホ 調査の効率的かつ的確な実施

調査に当たっては、特に次の点に留意し実施する。

(イ) 効率的かつ的確な調査を行うため、受託法人の把握する情報を積極的に活用する。また、対象事業主の選定に当たっては、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に係る調査とも連携し、より効率的な調査を実施する。

(ロ) はじめて申告・申請を行った事業主に係る申告・申請内容全般並びに出向者、

	<p>なお、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査については、駐在事務所の廃止及び本部組織への一元化に際し、不正受給の防止に支障が生じないよう留意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率的かつ効果的な実施に努める。</p>	<p>パートタイム労働者及び派遣労働者を雇用する事業主に係る常用雇用労働者数の取扱いに留意して、それらの正確な把握に努める。</p> <p>(ハ)なお、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査について、平成21年度末の駐在事務所の廃止及び本部組織への一元化に向け、不正受給の防止に支障が生じないよう留意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率的かつ効果的な実施が図られることとなるよう準備を進める。</p> <p>ヘ 電子納付システムの利用促進 事業主サービスの向上と事務処理の効率化、迅速化を図るため、電子納付システムについて、納付書に利用案内チラシを同封するほか、事業主説明会において具体的な利用方法や利便性等について説明するとともに、個別事業主に対する利用促進の働きかけ等を実施する。特に、大都市圏を中心に機構本部が作成する事業所のリストに基づき受託法人の幹部職員等が直接訪問等により利用の促進を図る。</p>				
<p>【評価項目12 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給業務】</p>	<p>自己評価</p>			<p>評定</p>		
<p>評価の視点等(現行)</p>	<p>評価の視点等(案)</p>			<p>変更の理由等</p>		
<p>[数値目標] ・事業主説明会を第2期中期目標期間中、毎年度平均で250回以上開催すること。</p>	<p>[数値目標] ・事業主説明会を第2期中期目標期間中、毎年度平均で250回以上開催すること。</p> <hr/> <p>平成20年度 279回 (平成19年度 259回)</p>					
<p>・障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の収納率を維持すること。</p>	<p>・障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の収納率を維持すること。</p> <hr/> <p>平成20年度 99.76% (平成19年度 99.78%)</p>					
<p>[評価の視点] 第2 3 (3) ① イ 障害者雇用納付金制度について適切な周知、理解の促進</p> <p>・関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を第2期中期目標期間中、毎年度平均で250回以上開催するほか、パンフレット、記入説明書等の配布を行っているか。</p> <p>・関係機関との適切な連携を図っているか。</p>	<p>[評価の視点] 第2 3 (3) ① イ 障害者雇用納付金制度について適切な周知、理解の促進</p> <p>・関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を第2期中期目標期間中、毎年度平均で250回以上開催するほか、パンフレット、記入説明書等の配布を行っているか。</p> <p>・関係機関との適切な連携を図っているか。</p>					
<p>第2 3 (3) ① ロ 障害者雇用納付金の的確な徴収並びに</p>	<p>第2 3 (3) ① ロ 障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者</p>					